

仕 様 書

1 業務の目的

消防車両の更新及び配置転換に伴い、車載無線装置・AVM一体型ナビゲーション（以下「車載無線装置等」という。）の載せ替えを行い、システムを適正稼働させるもの。

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3 載せ替え車両及び履行場所

別紙のとおり（変更が生じた場合は、別途調整する。）。

4 業務内容

次表に掲げる機器について、載せ替えを行うこと。

ただし、既設車両への載せ替えを実施するにあたり、※で示した機器については既設の物を使用することし、配線等に損傷がある場合は、受注者において良品と交換すること。

装置名	機器名	新車	既設車両
車載無線装置	無線機本体	○	○
	OPE分離アダプタ	○	※
	空中線共用器	○	
	ハンドセット（取付金具含む。）	○	
AVM一体型 ナビゲーション	車載端末装置（操作部・データ端末部）	○	○
	AVM装置固定金具	○	※
	GPSアンテナ（配線含む。）	○	
	接続ケーブル	○	

5 調達部品

新車については、次表に示す部品を調達し取付を行うこととするが、同型式の部品を調達できない場合は、発注者の承諾を得たうえで同等の性能を有する部品を調達すること。

なお、救助艇については、次に示す部品のほか、船外にハンドセットを1機増設すること。

調 達 部 品	型 式	数 量		
		救急車	消防車	救助艇
車外スピーカー	TC-51FE	—	1	1
車内スピーカー	P-810 又は FR-230K	1	2	1
アンテナ（260MHz 用）	EL-274 又は WH-260NRS(HE)-EL	2	2	2
アンテナ（150MHz 用）	EL-460	1	1	—
アンテナ基台	WH-BAN-M6-09 又は WH-BAN-MJ	3	3	2
同軸ケーブル(コネクター含む)	5D-2V	3	3	2
消耗品等（業務に必要な材料）		1	1	1

6 留意事項

- (1) 業務は能率的かつ迅速に実施し、車両の不能時間を極力短縮すること。
- (2) 本業務とは別に、本市消防救急デジタル無線及び消防通信指令管制システム保守業者（以下「保守業者」という。）が車載無線装置等の載せ替え作業を実施する予定としていることから、受注者は、保守業者と必要な調整を行ったうえで、本業務を実施すること。
- (3) 接続ケーブル等の配線については、露出部を極力なくす等、消防活動に支障を与えないよう適切な処理を行うこと。
- (4) 機器取付位置の詳細については、本市職員、受注者、車両納入業者等の三者で協議、調整することとする。
なお、AVM用固定金具の固定等に必要な機材は受注者の負担により手配すること。
- (5) 車両ごとの詳細な作業日程及び作業場所については、別途調整し決定する。
- (6) 作業中は、身分の証明できる名札等を着用すること。
- (7) 知り得た情報を他人に漏らし、又はこれを盗用してはならない。
- (8) 本市職員と綿密に連絡をとりながら業務を行うこと。
- (9) 疑義が生じた場合は、直ちに本市職員に申し出て協議すること。

7 提出書類

- (1) 委託業務実施計画書
広島市委託契約約款第6条に定める委託業務実施計画書は別記様式1とし、必要事項を記入し関係書類を添えて、10日以内に発注者に提出し承認を得ること。
- (2) 委託業務実施報告書兼履行確認書
広島市委託契約約款第12条に定める委託業務報告書は別記様式2とし、業務完了後、必要事項を記入し関係書類を添えて、速やかに発注者に提出すること。

8 完了検査

本市職員立会のもと検査を受けること。この時、試験電波を発射させ、正常な動作を確認することとし、正常な動作が確認できない場合は、受注者が負担し調整すること。

9 保証期間

- (1) 受注者は、完了検査合格後1年以内において、本業務に起因すると思われる事由により、故障等が発生した場合は、速やかに無償修理に応じること。
- (2) 重大な事故に対しては、上記期間経過後であっても同様とする。
- (3) 受注者は、(1)又は(2)の場合において、修理することができない場合は、良品と取り替えるものとし、その費用は受注者の負担とする。

10 その他

本仕様に定めのない事項については、本市職員と協議のうえ決定すること。

1 新車納入に伴う載せ替え車両及び履行場所

番号	種別	移設元	移設先	移設後名称	履行場所	住所
1	消防車	海老園 1	(新) 海老園 1	海老園 1	佐伯消防署	広島市佐伯区五日市中央七丁目 2 5 番 1 8 号
2	消防車	西指揮 1	(新) 西指揮 1	西指揮 1	井口出張所	広島市西区商工センター四丁目 1 番 1 号
3	消防車	安佐北指揮 1	(新) 安佐北指揮 1	安佐北指揮 1	安佐北消防署	広島市安佐北区可部南四丁目 2 6 番 1 3 号
4	消防車	佐伯指揮 1	(新) 佐伯指揮 1	佐伯指揮 1	佐伯消防署	広島市佐伯区五日市中央七丁目 2 5 番 1 8 号
5	消防車	南広報 2	(新) 南広報 2	南広報 2	水上出張所	広島市南区宇品海岸に丁目 2 3 番 3 9 号
6	消防車	広島輸送 1	(新) 広島輸送 1	広島輸送 1	井口出張所	広島市西区商工センター四丁目 1 番 1 号
7	消防車	東輸送 1	(新) 東輸送 1	東輸送 1	東消防署	広島市東区光町二丁目 1 2 番 6 号
8	救急車※ ²	高陽救急 2	(新) 大手救急 1	高陽救急 2	消防局整備工場	広島市中区大手町五丁目 2 0 番 1 2 号
9	救急車※ ²	八幡救急 2	(新) 江波救急 1	八幡救急 2		
1 0	救急車※ ²	江波救急 2	(新) 戸坂救急 1	江波救急 2		
1 1	救急車	温品救急 1	(新) 温品救急 1	温品救急 1	温品出張所	広島市東区温品五丁目 3 番 1 号
1 2	救急車	青崎救急 1	(新) 青崎救急 1	青崎救急 1	青崎出張所	広島市南区青崎 1 0 番 2 5 号
1 3	救急車	都救急 1	(新) 都救急 1	都救急 1	井口出張所	広島市西区商工センター四丁目 1 番 1 号
1 4	救急車	三篠救急 1	(新) 三篠救急 1	三篠救急 1		
1 5	救急車	上安救急 1	(新) 上安救急 1	上安救急 1	安佐南消防署	広島市安佐南区緑井一丁目 1 0 番 3 号
1 6	救急車※ ³	似島救急 1	(新) 似島救急 1	似島救急 1	水上出張所	広島市南区宇品海岸に丁目 2 3 番 3 9 号
1 7	船舶	救助艇 1	(新) 救助艇 1	救助艇 1		

2 既設車両の載せ替え及び履行場所

番号	種別	移設元	移設先	移設後名称	履行場所	住所
1	配置転換	八幡 1	海老園 1	八幡 1	佐伯消防署	広島市佐伯区五日市中央七丁目 2 5 番 1 8 号
2	配置転換	都はしご 2	海老園はしご 1	都はしご 2	井口出張所	広島市西区商工センター四丁目 1 番 1 号

※¹ 網掛けは、移設後に廃車となる車両である。

※² 本移設業務を実施したのち、保守業者により別途配置転換を実施。

※³ 車載無線装置のみを移設。

委託業務実施計画書

令和 年 月 日

広島市長様

所在地

名称

代表者職氏名

業務名 車載無線装置及び消防通信指令管制システム機器（AVM 一体型ナビゲーション）の載せ替え業務

履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで

内容 消防車両等の更新に伴い、車載無線装置及び AVM 一体型ナビゲーションの載せ替えを行うもの。

（担当者の連絡先）

担当者：_____

部署：_____ 部 _____ 課 _____

電話：（ _____ ） _____ — _____

【広島市使用欄】

提出者本人確認等済（提出者： _____ 、広島市担当者： _____ ）

委託業務実施報告書

令和 年 月 日

広島市長様

所在地

名称

代表者職氏名

業務名 車載無線装置及び消防通信指令管制システム機器（AVM 一体型ナビゲーション）の載せ替え業務

履行期間 契約締結日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

内容 消防車両等の更新に伴い、車載無線装置及び AVM 一体型ナビゲーションの載せ替えを行うもの。

(担当者の連絡先)

担当者：_____

部 署：_____ 部 _____ 課 _____

電 話：(_____) _____ — _____

【広島市使用欄】

提出者本人確認等済（提出者： _____ 、広島市担当者： _____ ）